

第三者行為求償事務 アドバイザー インタビュー INTERVIEW

第三者行為求償事務アドバイザーの視点



岐阜市市民生活部国保・年金課
厚生労働省保険局国民健康保険課（委嘱）
国民健康保険第三者行為求償事務アドバイザー

宇賀 昭司氏

厚生労働省は、市町村が行う第三者求償事務の継続的な取組強化を図るため、平成28年度から、第三者行為求償事務アドバイザーを委嘱しています。平成29年度から新たに就任された宇賀昭司氏（東海・北陸ブロック）区域）担当から求償事務の効率的な発見などについて伺いました。

「求償事案を発見する有効な方法について教えてください」

医療機関から請求される診療報酬明細書（以下「レセプト」という）の特記事項欄には、第三者により負傷を受けた場合「10 第三」と表示することとなっています。国保連合会において、「10 第三」の表示があるレセプトや傷病名が外傷性疾患（骨折・打撲・捻挫（頸椎）・挫創など）のレセプトをもとに作成する「国民健康保険第三者行為該当者一覧表」や、「10 第三」の記載はあるが国保連合会が委任を受けていないレセプトを抽出した「第三者求償事務給付原因調査票出力確認一覧表」を作

成しているの、活用することが大切です。

その他レセプト点検では、特に救急病院や外科・整形外科病院等を中心に確認したり、療養費・高額療養費・葬祭費等の各種支給申請書に記載されている「第三者行為の有無」を確認し原因を調査してもらいたいのです。そのためには、関係部署との連携、制度間（国保、福祉医療、介護保険）の情報共有も重要です。また、新聞、TV等の報道機関の交通事故等の報道や、住民からの情報にも留意することが大切です。

「関係機関との連携について注意す

べき点がありますか？」
個人情報に関して倫理委員会と調整を図って、救急搬送等の情報を消防署と共有しますが、第三者行為案件に該当するか、個人情報に関する搬送先の病院の同意が得られること等が前提となるため、細心の注意を払う必要があります。

「そのほか求償事案を円滑に入手するために必要なことはありますか？」

給付事由が第三者行為に該当する場合には、被保険者が自発的に傷病届を提出すべきですが、届け出しないケースが多いということは、制度そのものが理解されていないのが原

カ月遅れのため、既に傷病届入手案件と重複しているかどうか確認しながら活用します。

「被害届を受付する際の窓口での対応や注意点について教えてください」

窓口対応での流れは次のとおりです。

1 傷病届の受付をします。

①被保険者の事故当日または治療日当日の年齢、給付資格の有無等の確認

- ・来庁（本人確認＝保険証書、免許証、マイナンバー）
- ・電話（本人確認＝氏名、生年月日、住所、保険証番号）
- ・事故状況（図）、事故証明書、示談等事前連絡の依頼
- ・被害者の氏名、住所、生年月日、保険会社の連絡先、治療機関名等の確認
- ・相手方の氏名、住所、生年月日、保険会社の連絡先等の確認

※担当者は被保険者、加害者等の

立場を考慮しながら、親切丁寧かつ的確な判断で対処し、保険者が立て替えた分は後日加害者から返還してもらう旨を、当事者双方に理解していただくことが大切です。

②交通事故であれば、次の内容について聞き取りを行ってください。

- ・正確な事故形態（自損事故、加害者の有無、自転車、歩行者等）
 - ・自賠責保険への請求支払状況
 - ・人身傷害補償特約保険の加入の有無（保険会社名、担当者名、連絡先等）
 - ・任意保険の契約内容（保険会社名、担当者名、連絡先等）
 - ・介護保険の使用の有無（65歳以上の場合）
- 2 傷病届の受領票を発行します。
- 3 弁済、示談、調停、和解をする場合は事前に連絡をいただくこと、安易に権利の放棄をしないよう、慎重に示談を行うことを指導していただきます。

「傷病届に関する覚書締結の効果はどうですか？」

厚生労働省は、国保保険者と損保・共済団体との覚書（通称1カ月ルール）の締結後は、傷病届が保険者に提出されるまでの期間が1カ月短縮したと公表しています。

私が勤務する岐阜市においても締結前後で変化が見られ、届け出までの平均日数が27年度は133日でしたが、28年度のうち事故日が覚書締結後のものについては、88日となり（45日短縮）、覚書締結の効果を感じています。（表1参照）

表1 覚書締結後の傷病届提出件数と提出までの日数について

	交通事故による傷病届提出状況等					
	平成27年度		平成28年度			
	届出件数	平均日数	届出件数	平均日数	うち覚書締結後事故分 (国保利用開始平成28年4月～)	
4月	11件	156日	11件	60日	11件	50日
5月	12件	125日	42件	47日	34件	38日
6月	10件	126日	29件	128日	22件	119日
7月	14件	126日	39件	86日	25件	89日
8月	7件	96日	22件	120日	8件	87日
9月	10件	173日	14件	118日	12件	94日
10月	13件	106日	19件	213日	15件	111日
11月	19件	178日	20件	183日	15件	152日
12月	15件	90日	11件	10日	10件	86日
計	111件	133日	207件	105日	152件	88日

※平成27年度届出件数計111件には、事故日が平成23年4月4日のけがで平成27年12月歯科通院1日のみ国保利用したことにより傷病届が1,600日経過した事案も含まれる。

「最後に一言お願いします」

第三者行為求償事務については、保険者における医療費適正化対策の重要な業務となっています。担当職員のみならず各部署にも重要性を理

解いただき体制を整えることが必要です。

アドバイザーとして各保険者で一

層の取組強化が図られるよう努めてまいりますので、業務に関する疑問な点や、不明な点がありましたら気軽に相談ください。

「相談先メールアドレス」

uga-shoji@city.gifu.lg.jp

「活動時間（原則）」

（月）～（金）9時～15時45分

「本会が提供する「第三者行為求償事務給付原因調査票」「第三者行為求償事務給付原因調査票出力確認一覧」について、活用における留意点はありますか？」
国保連合会からの情報提供が、2

因であると感じています。そのため、保険者は積極的な広報活動（HPへの掲載・パンフレットなど）を通じて被保険者等に呼びかけることが必要であり、また、市町村内の医療機関に対しては国保連合会への委任用書類などを窓口で常備していただければ、協力を依頼することも大切であると思います。